ソフト連携の取り組みの方向性について

資料3

1. 自治体側の選択肢

連携度に応じた広域連携の類型

連携度（大 → 小）／議会の議決を要する

類型	【根拠】	【形態】	【事例】
広域連合 一部事務組合	地方自治法第284条ほか	事務の共同処理のための特別地方公共団体の設立	•大阪府広域水道企業団 •香川県広域水道企業団
機関等の共同設置 協議会	地方自治法第252条の7 地方自治法第252条の2の2	事務の共同処理のための機関の設置	•神奈川県広域推進管理センター •周南都市水道水質検査センター協議会
事務の代替執行 事務の委託	地方自治法第252条の16の2 地方自治法第252条の14	事務の一部を他の地方公共団体が実施	•長野県による天龍村簡水更新事業の実施 •北九州市による宗像地区事務組合の水道事業包括受託
共同発注（私法上の委託）	民法など	事務の一部を共同で民間法人等に委託	•かすみがうら市と阿見町による水道料金徴収事務の共同委託 •豊橋市と湖西市による水道料金徴収事務の共同委託 •木古内町と知内町による水道維持管理業務の共同委託

共同でプロポーザル審査会を開催して受託者を選定し、各自治体が個別に契約

【共同発注の例】木古内町・知内町　水道施設等運転管理業務

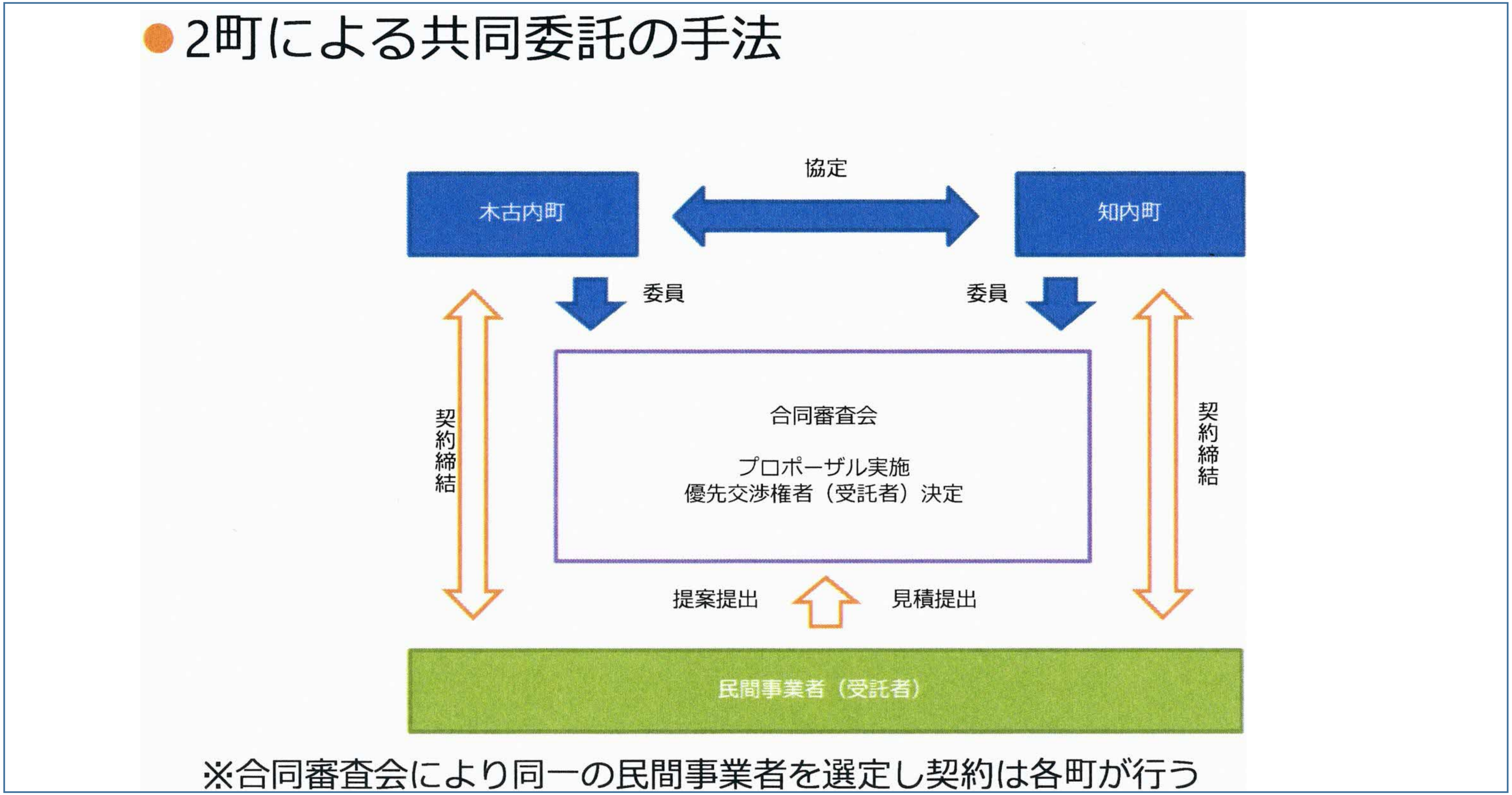

（木古内町作成資料）

2. 受託者側の選択肢

Japan Water Works Operation and Management Association

一般社団法人 日本水道運営管理協会

(参考)実施スキーム

分類		内　容　(例:※)
単独		受託企業単独で受託業務を実施
単独(再委託)		受託者単独で受託業務を実施するが、専門性のある業務は発注者の了解のもとに再委託して実施
共同企業体(JV)	甲型(共同施工)	※　技術力のある企業と地域企業等による共同管理手法
	乙型(分担施工)	※　管路管理は地域管工事業企業が、浄水施設管理は浄水プラント企業等による共同管理
特定目的会社(SPC)		法人格を有する共同企業体方式
公民共同企業		技術継承(職員の出向)や出資者としての内部からのモニタリング、住民からの安心感

((一社)日本水道運営管理協会作成資料)

① JVの例【香川県広域水道企業団 浄水施設運転管理業務】

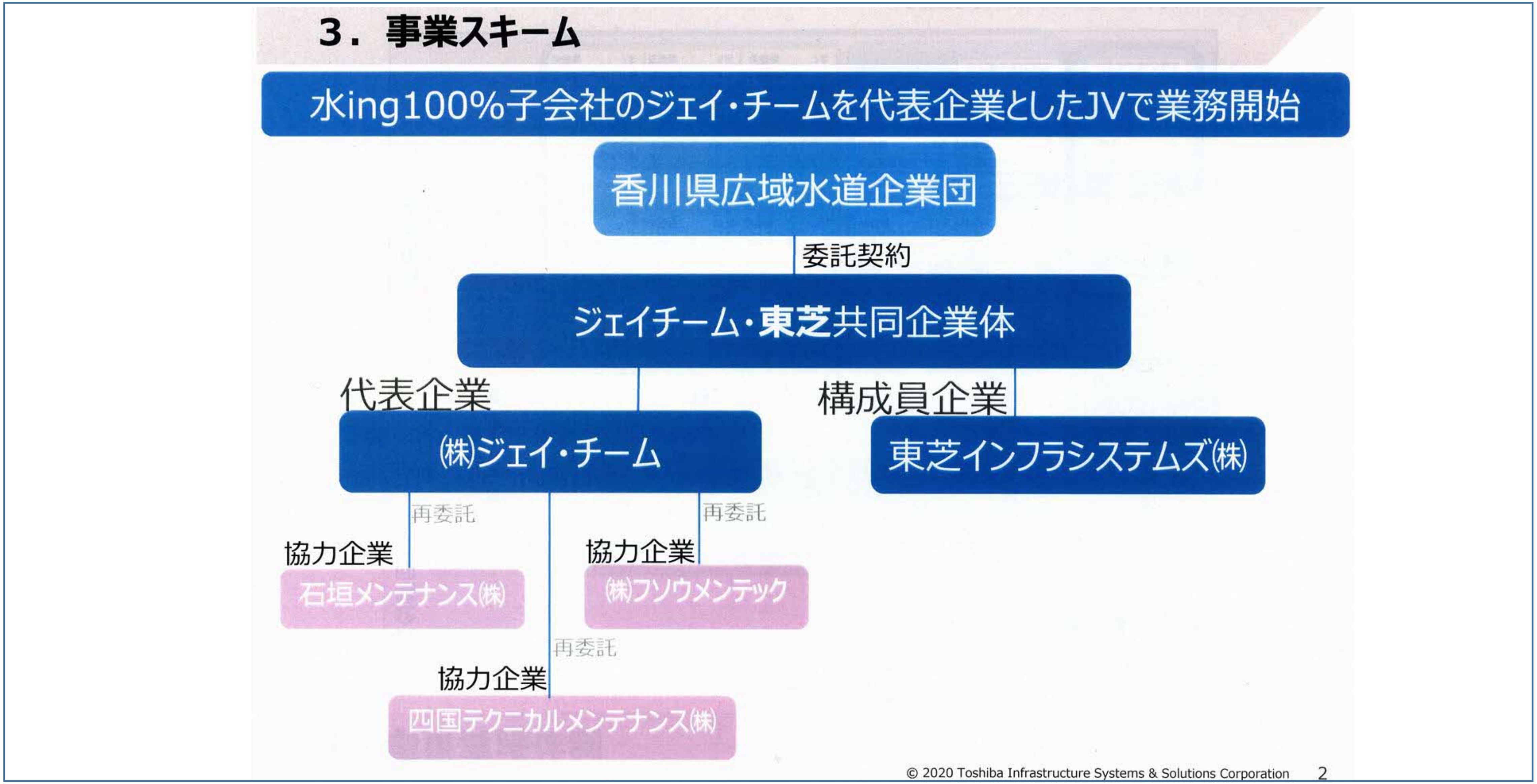

（東芝インフラシステムズ㈱作成資料）

② SPCの例【神奈川県企業庁 箱根地区水道事業包括委託】

箱根水道パートナーズ株式会社は、箱根地区水道事業包括委託を実施するために設立されたSPC※1です。

（※１）SPCとは、
特別目的会社（Special Purpose Company）。
本事業を実施するために民間事業者グループによって設立される事業目的を限定した商法上の株式会社。

運営理念

“地域に根ざした運営で、効率的で持続性の高い公民連携モデルを実現します”

出資各社について

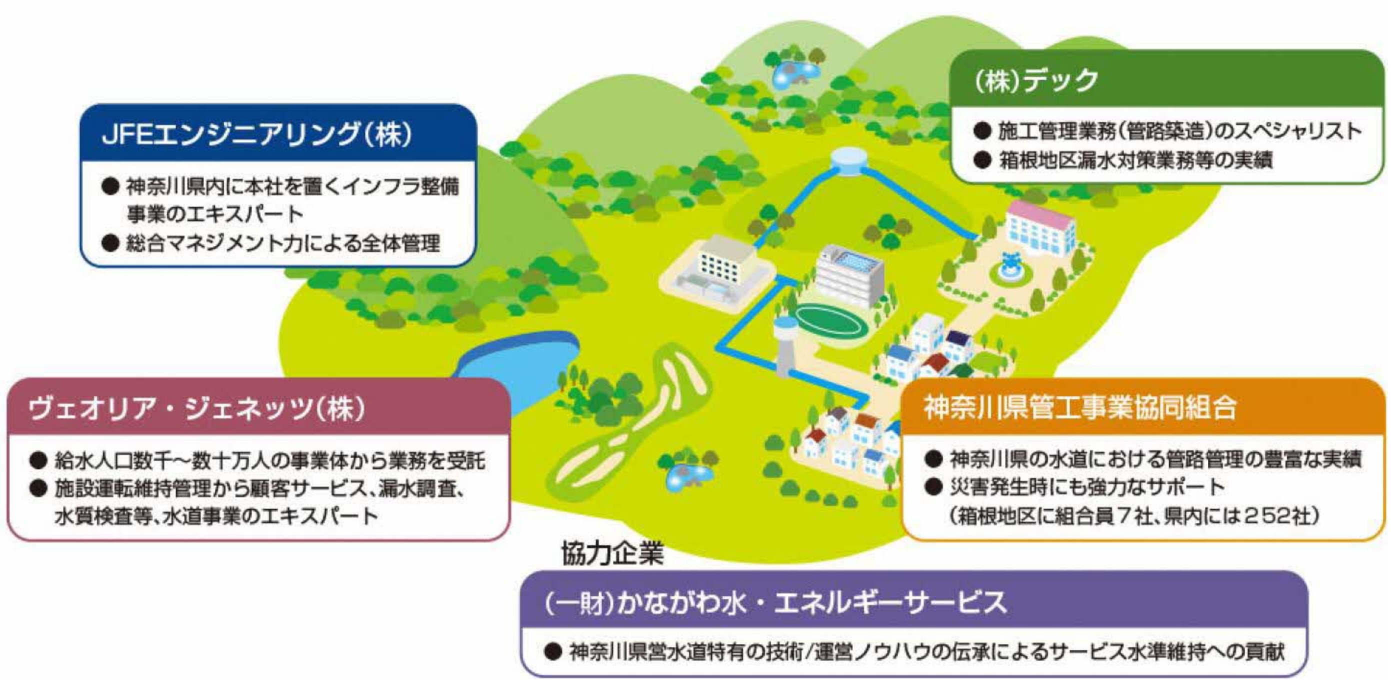

（JFEエンジニアリング㈱作成資料）

③ 公民共同企業体の例【長野県小諸市 水道施設等維持管理業務】 ※㈱水みらい小諸はSPC

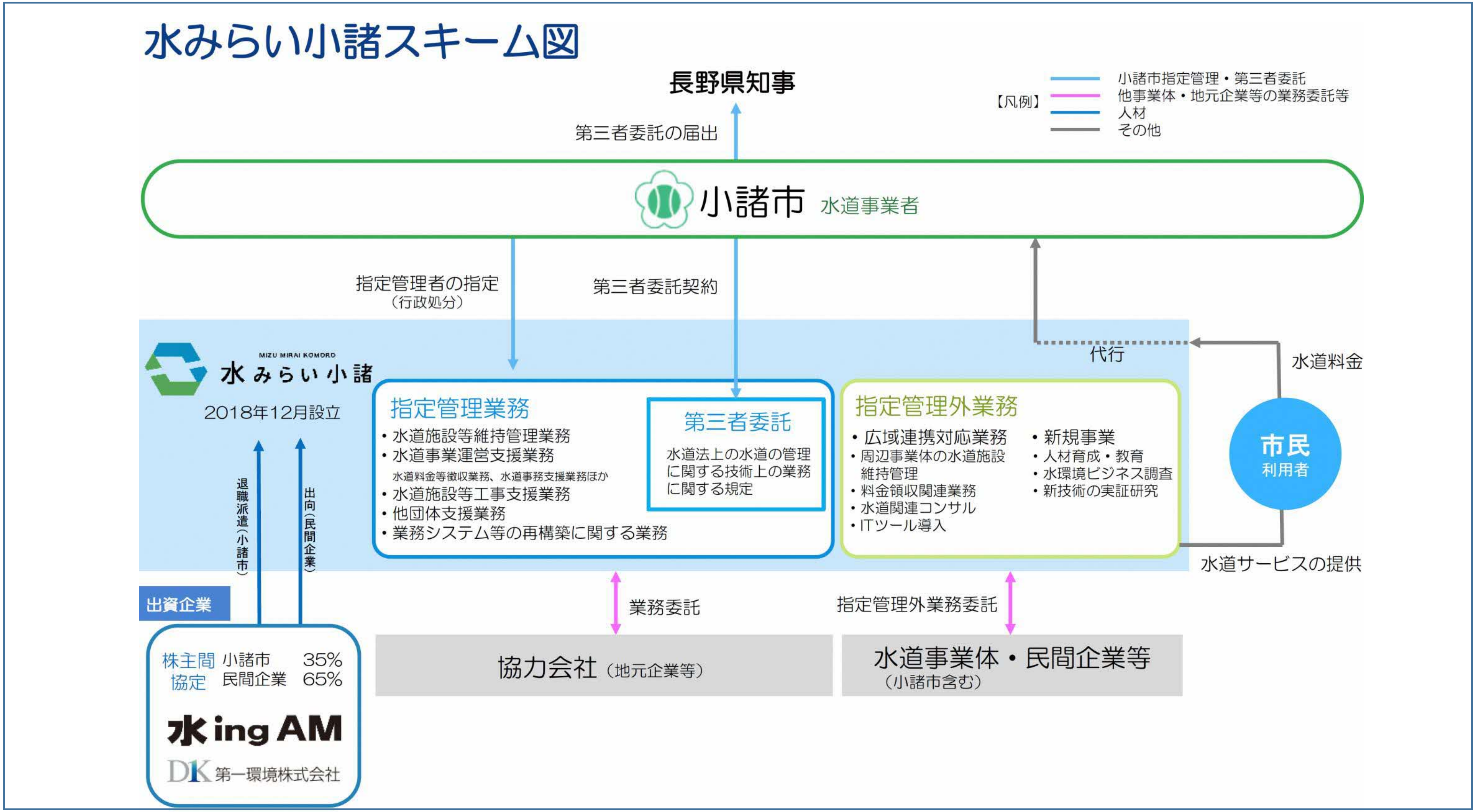

（㈱水みらい小諸作成資料）

3. 取り組みの方向性

北海道の現状（R1年度現状分析と将来推計結果から）

○ 小規模自治体が多い。（9割以上が給水人口5万人未満）

○ 特に小規模自治体において人口減少が顕著であり、料金収入の減少により、経営の悪化傾向が強い。
（5万人未満の上水や簡水の給水人口、給水収益ともに、R50年度にH29年度の4割程度まで減少）

○ 施設の老朽化により更新需要が増大する一方、経営悪化により適切な更新ができず、安定供給に懸念。

○ 高齢化、人材不足が課題となっている自治体が多い。（H29現在、全道平均で40代以上の職員が6割）

取り組みの方向性

○ 上記の課題に対して、広域連携による経営基盤の強化は効果的な対応策といえるが、事業統合では特に料金格差が大きな課題となることが想定され、他県の例を見ると10年単位の検討期間を要している。

○ 広域連携の早期の実現により経営効率化を図るためには、多様な連携手法のうち、委託の共同発注のように取組みやすいものに先行して取り組むべきではないか。

○ 委託などのソフト事業は、連携した場合の事業規模を考慮すると、25保健所地域単位で検討や議論を進めるのが適当ではないか。

○ 広大な本道においては、25地域で地理的条件や各種業務の運営形態（直営・委託）など、連携に向けた議論の環境がそれぞれ異なることから、地域の状況に応じて議論や取組みを進め、その成果を他の地域に横展開していくのが効果的ではないか。